

答 申 第 9 9 号
令 和 2 年 1 月 2 7 日

徳島県教育委員会 殿

徳島県個人情報保護審査会
会 長 松永 満佐子

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について（答申）

令和元年11月11日付け総教セ第1801号で諮問のありましたこのことについて、
下記のとおり答申します。

記

オンライン結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項（徳島県個人情報保護
条例第8条第2項第3号関係）について

諮問された事項については、公益上の必要性があり、かつ、オンライン結合の基準に
則し個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていることが認められま
す。

なお、オンライン結合による個人情報の提供を実施するに当たっては、個人情報の適
正な取扱いが徹底されるよう次の事項について要望します。

- 1 業務に従事する教職員等に対する十分な指導や研修を実施すること。
- 2 提供先となる生徒及びその保護者に対し、ID及びパスワードの管理並びにセキュ
リティ対策等の十分な指導を行うこと。
- 3 教職員等、生徒及びその保護者に付与されるID及びパスワードの管理並びにアク
セス権限の範囲設定を適正に行うこと。
- 4 セキュリティ環境の安全性について、定期的に確認を行うこと。

オンライン結合による提供制限の例外に関する事項（条例第8条第2項第3号関係）

特定のものに対する提供

整理番号	システム等の名称	提供する個人情報の対象者の範囲	提供先	オンライン結合による提供制限の例外を認める理由
1	学習情報蓄積サービス	県立中学校及び中等教育学校・高等学校の生徒及びその保護者	生徒本人及びその保護者	<p>○生徒が学校内外における活動の実績や学びの記録をポートフォリオとして積み上げていくことにより、自らの学びを振り返り、主体的な学習活動等に繋げるため及び国が検討を進めている大学入学者選抜改革に対応するためオンラインの利用が必要である。</p> <p>○本件システムは、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を遵守し、授業・学習系システムとして必要なセキュリティが具備されている。</p> <p>○生徒の学習履歴等を生徒本人に限定して提供するものであり、ID、パスワードによる本人確認を行うなど適切な保護措置が講じられることとなっている。</p> <p>○学校からの通知や連絡及び連絡調整等を生徒の保護者に限定して提供するものであり、ID、パスワードによる本人確認を行うなど適切な保護措置が講じられることとなっている。</p>

徳島県個人情報保護審査会審議経過

回	開催年月日	内 容
第117回	令和元年12月26日	諮問 審議
第118回	令和2年 1月24日	審議

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長

(五十音順)